



# 鳥取県公報

平成 19 年 6 月 29 日 (金)  
号外第 101 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (563) (県土総務課) . . . . . 2
	建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (564) (〃) . . . . . 2
	建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (565) (〃) . . . . . 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (障害福祉課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第 563 号

平成 16 年鳥取県告示第 878 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 7 月 31 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略	1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 6 月 30 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略

## 鳥取県告示第 564 号

平成 17 年鳥取県告示第 526 号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 7 月 31 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略	1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 6 月 30 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略

## 鳥取県告示第 565 号

平成 17 年鳥取県告示第 527 号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 略	1～4 略
5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 7 月 31 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。	5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 6 月 30 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県障害児施設給付費等管理システム整備業務 一式

#### (2) 仕様

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成 19 年 9 月 28 日（金）まで

#### (4) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部障害福祉課

#### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する資格及び条件

- ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 入札日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。
- なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 7 月 9 日（月）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- ウ 平成 19 年 6 月 29 日（金）から同年 7 月 27 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 平成 19 年 6 月 29 日（金）から同年 7 月 27 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- オ 平成 14 年 4 月 1 日以降に地方公共団体が発注した同種の業務を履行した実績を有し、又は履行中であること。
- カ 担当技術者が平成 14 年 4 月 1 日以降に地方公共団体が発注した同種の業務に主体的に関わり、完遂した実績を有していること。
- キ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
- ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。
- イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。
- ウ 共同企業体において(1)のカの要件を満たす技術者を配置できること。
- エ 共同企業体が、2 名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ク 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局  
鳥取県福祉保健部障害福祉課
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続の問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県福祉保健部障害福祉課療育係  
電話 0857-26-7865  
メールアドレス shougai Fukushi@pref.tottori.jp
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、平成 19 年 6 月 29 日（金）から同年 7 月 6 日（金）までの間に鳥取県のインターネットホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/oshirase/index.htm>) から入手すること。ただ

し、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成 19 年 6 月 29 日（金）から同年 7 月 6 日（金）までの日（日曜日及び土曜日は除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便による入札

不可とする。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 7 月 27 日（金）午後 2 時

鳥取県庁福祉保健部会議室（鳥取県庁本庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の（1）の場所に平成 19 年 7 月 9 日（月）午後 4 時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱

すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とする  
ことがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。